



暴追とちぎ

第53号

平成26年10月

CONTENTS

- 暴力団との闘い 1
- 暴力追放県民センターの活動状況 2
- 暴力団員等による不当要求等の実態 3
- 民事介入暴力対策委員ペンリレー 5
- 不当要求対応DVDの無料貸出 6

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市本町12番11号 栃木会館内 TEL028 (627) 2995



暴力団との闘い

栃木県警察本部刑事部

組織犯罪対策官 谷 島 義 則

社会対暴力団との闘いは昨今始まったものではない。歴史をひもとけば、すでに江戸時代には、暴力団の原型となる博徒等の素行不良者が徒党し、時代や社会情勢の変化とともに姿を変え、戦後の混乱期から高度成長期にかけて、博徒、的屋、そして愚連隊が離合集散して組織化され、現在のような暴力団組織が出来上がったと言われている。

警察においては、その時々の暴力団情勢に応じた取締りや諸対策を講じてきたが、未だ壊滅には至っておらず、まさに闘いの最中にある。これは、暴力団側も警察の取締りや社会情勢等に応じて組織実態や資金獲得活動を巧みに変化させているからであり、これが昨今言われている「暴力団の潜在化・不透明化」と「資金獲得活動の多様化」である。

暴力団の潜在化等により、企業が暴力団と知らずに契約を締結し、不当要求等による被害を防止するため、平成19年6月、政府は犯罪対策閣僚会議幹事会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」を策定し、官民共同による暴力団排除の取組が強化された。

これ以降、企業において、暴力団との関係遮断をいつでも図れるよう契約書等に暴力団排除条項を導入するなど、社会における暴力団排除の取組が大きく進展した。

暴力団排除を簡単に例えてみたい。暴力団という実をつける樹木が街にある。ある者はその木にすり寄って雨風をしのぎ、ある者は実った果実を得ようと水や肥料をまいて世話をしている。いわゆる共生者や密接交際者である。

「樹木を切り倒す」、「枝打ちして結実を防ぐ」、「水や肥料をまく者を樹木から遠ざける」などの直接的な対応は警察の取締りであり、「水まきや追肥を防いで収穫量を減らしていく」という取組が暴力団排除になるのではないか。暴力団排除は警察自身が行うものもあれば、企業等の皆様方をお願いしなければならないものもある。

暴力団との闘いは、残念ながら一朝一夕に片づくものではない。警察は企業や市民の安全を守るため、引き続き暴力団の弱体化・壊滅に向けて、暴力団組員等の逮捕や資金源犯罪に指向した取締りを行うことに変わりはない。

ここで、改めて企業や県民の皆様に対し、暴力団からの被害を防止し、暴力団に打撃を与えていくため、引き続き水まきや追肥を防ぐ暴力団排除へのご理解とご協力を切にお願いしたい。

●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

●平成26年度第1回理事会

5月16日 平成26年度第1回理事会を開催し、平成25年度の事業報告及び収支決算報告等の議案6件を議決、理事長及び専務理事の活動状況等の報告案4件を承認した。

平成26年度第1回理事会

公益財団法人栃木県暴力追放県民センター



平成26年度評議員会

公益財団法人栃木県暴力追放県民センター



●平成26年度評議員会

5月27日 平成26年度評議員会を開催し、平成25年度事業報告及び収支決算報告、定款の一部改正、理事・評議員選任等の議案7件を議決、報告案3件を承認した。

●「ミニ警察展」での広報啓発活動

6月7日 宇都宮市内で開催された「ミニ警察展」に参加し暴力団追放啓発活動を実施した。



栃木県不当要求被害防止ネットワーク担当者会議



●栃木県不当要求被害防止ネットワーク担当者会議

6月30日 栃木県及び各市町の不当要求防止対策担当者と警察本部及び当センター暴力追放相談委員等によるネットワーク担当者会議を開催し、行政に対する不当要求に関する意見交換を行った。

●暴力追放相談委員・暴力監視員・社会復帰対策協議会会員合同研修会

7月25日 平成26年度暴力追放相談委員・暴力監視員・社会復帰対策協議会会員による合同研修会を開催し、相互の活動状況や暴排活動に関する情報交換を行った。



暴力団員等による

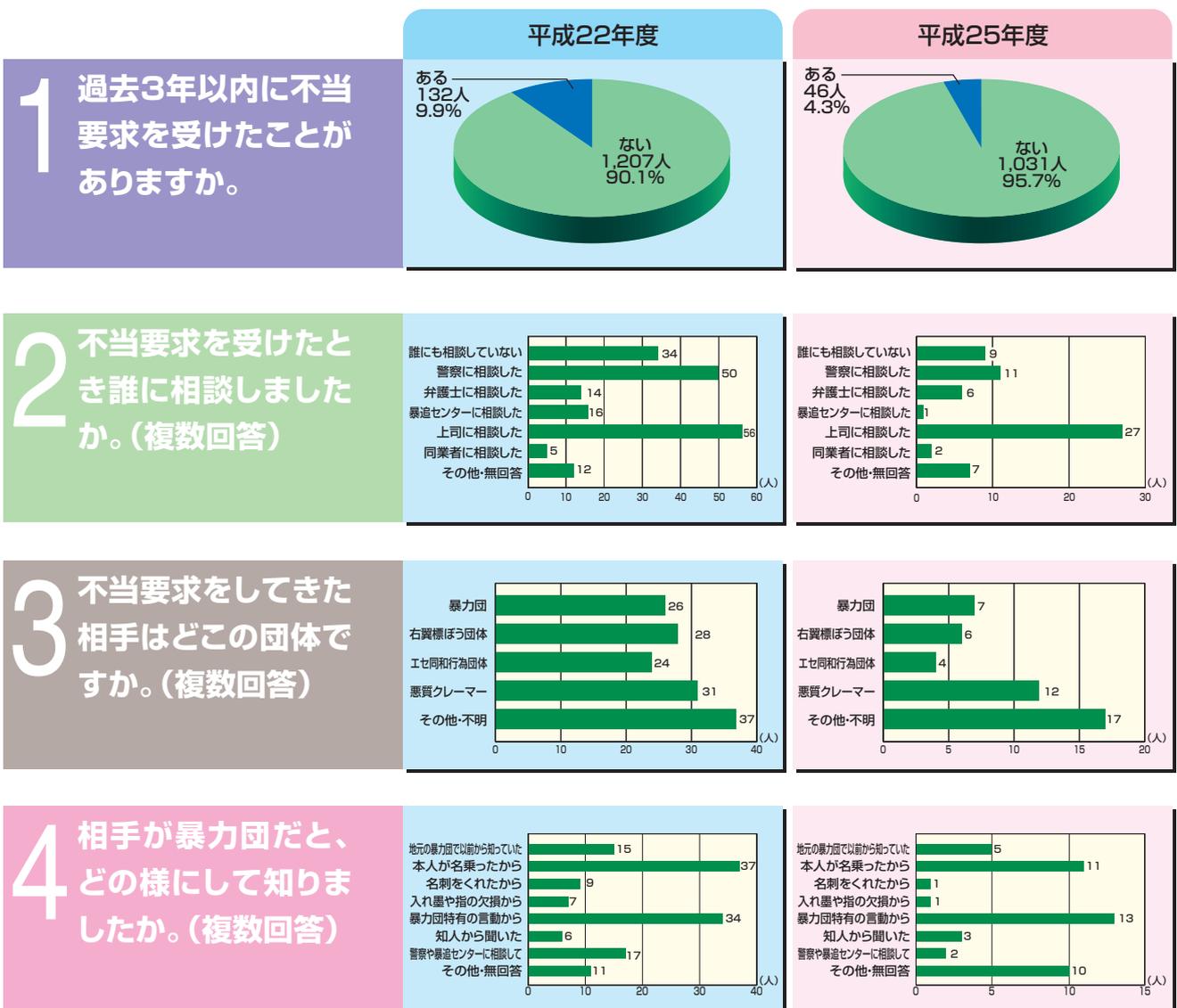
当センターでは、栃木県公安委員会から事業の委託を受けて平成5年度から「不当要求防止責任者講習」を実施しておりますが、その受講者の方に毎回、過去3年以内に不当要求を受けたことがあるかの実態に関するアンケートを行っています。

平成23年4月1日、栃木県暴力団排除条例が施行され、その後、県民の暴力団排除意識が年々高まっています。また、これに伴って不当要求の件数も減少し、不当要求を受けても、それに応じることが少なくなっていることがわかります。なお、不当要求してきた団体では、これまで比率的に多かった暴力団・右翼標ぼう団体・エセ同和行為団体の者による要求が近年減少しましたが、悪質クレーマー等、相手方が不明の比率が高くなり、暴力団等反社会的勢力者の属性が不透明化していることが伺われます。

今回は、条例施行前の平成22年度と条例施行3年目の平成25年度のアンケート結果を対比しました。アンケートの対象業種は、娯楽業・サービス業・小売業・不動産業・公務員です。

平成22年度	
受講者	1491人
回答者	1339人
回答率	89.80%

平成25年度	
受講者	1198人
回答者	1077人
回答率	89.90%



不当要求の実態

参考 平成6年度

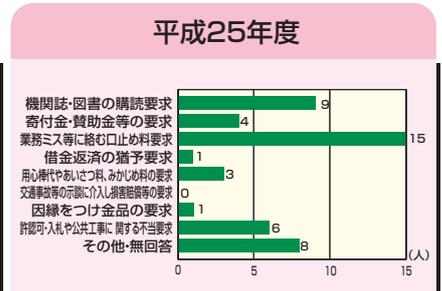
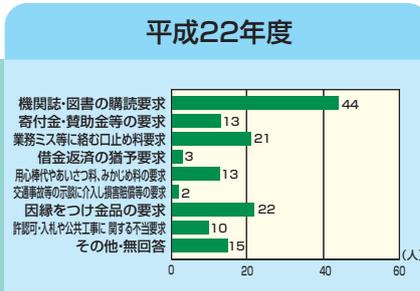
○ 暴力団などから金品等の要求を受けたことがありますか。

ある	217人	33.10%
ない	438人	66.90%

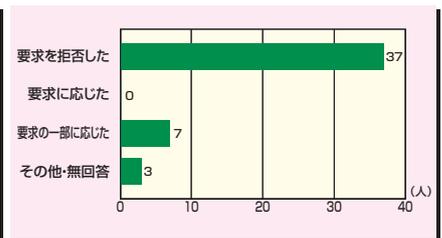
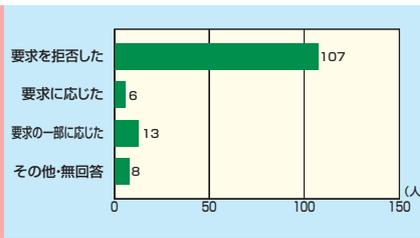
○ 要求を受けた217人に対し、どのように対処しましたか。

要求を拒否した	152人	70.00%
要求に応じた	7人	3.20%
要求の一部応じた	24人	11.10%
当初拒否したが最終的に応じた	6人	2.80%
当初拒否したが最終的に一部応じた	28人	12.90%

5 要求の内容はどのようなものでしたか。



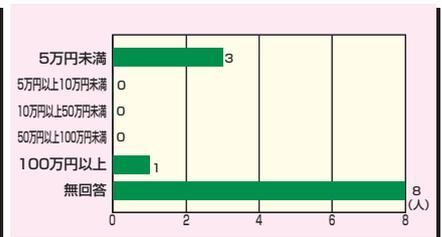
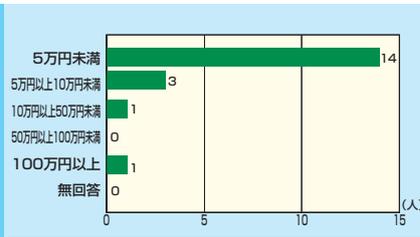
6 相手の要求にどのように対応しましたか。



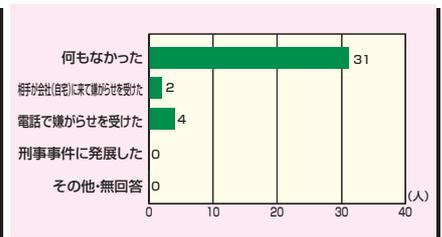
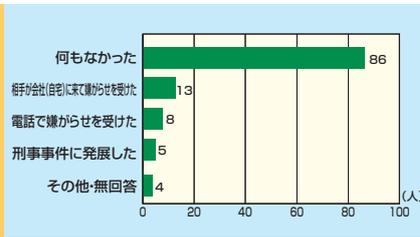
7 要求に応じた理由は何ですか。(複数回答)



8 要求に応じて支払った金額はいくらですか。



9 要求を拒否した後、相手はどう反応しましたか。(複数回答)



栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員ペンリレー



栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会
副委員長 安部 桂 弥

皆さん、初めまして。栃木県弁護士会の弁護士の安部桂弥と申します。事務所を大田原市に構えています。私は、約8年前に栃木県弁護士会に登録して以来、民事介入暴力対策委員会に所属し、現在副委員長を務めています。

私が暴力団構成員を相手にする場合、気を付けていることがいくつかあります。

そのうちの1つは、決して相手を馬鹿にした態度をとらないことです。暴力団の特徴としては、不当要求行為によって容易に経済的利益を得ようとする点があり、そのため、容易に経済的利益を得ることが困難であると判断すれば、皆さんに対する不当な要求をすることを止めます。しかし、暴力団は、相手から馬鹿にした態度を取られた場合、経済的利益を度外視した対応をしていくことがあるのです。ですから、皆さんが暴力団と対峙する場合、毅然とした態度で不当要求行為を断固拒否し安易に経済的利益を与えないことは当然ですが、暴力団を馬鹿にした態度を取らないことも心に留めてください。

皆さんが暴力団から不当な要求がなされている場合には、お気軽に栃木県弁護士会にご相談ください。我々、栃木県弁護士会の民事介入暴力対策委員会は、皆さんと協力して暴力団追放に努めていきます。

お知らせ

民事介入暴力一日相談所の開設（無料）

日時 平成26年10月23日(木) 午後1時30分～午後4時00分

場所 下野市小金井1127番地 国分寺公民館2階会議室

(下野市役所小金井庁舎西隣)において

当日は、警察本部組織犯罪対策第一課員、センター暴力追放相談委員と栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士が同席して相談を受けます。相談は無料です。

平成26年度暴力団追放統一標語

暴力団 なくすはみんなの 強い意志

不当要求対応DVDの無料貸出

暴追センターでは、「不当要求対応DVD」を無償で貸し出しております。社内研修などに積極的に活用してください。暴追センターに直接おいでいただくか、電話による申込みをお願いします。

区分	タイトル	時間	内容
行政	シャットアウト ～行政対象暴力～	30分	ある地方都市での、暴力団からの機関誌購読要求と公共工事への執拗な下請参入要求に、組織で対応する市職員の姿を描いたもの。
行政	狙われた行政 ～失敗を糧に～	33分	ある地方都市で生活保護費詐欺事件が発覚。不当要求撲滅に向け、各種対策に取り組む地方都市職員の姿を描くもの。
企業	暴力追放シミュレーション ～恐怖の支配を断ち切るために～	30分	交通事故に絡む軽微な事柄をネタに暴力団員が企業に不当要求をしてくるもので、反社会的勢力との基本的な対応要領をシミュレーション方式で修得するもの。
企業 個人	社会VS暴力団 ～暴力団、社会から孤立へ～	39分	暴力団排除条項による暴力団関係企業等を排除した事例、刑事事件として暴対法（代理者責任追及）を適用した事例の2編。
企業	シャットアウト ～企業対象暴力から～	28分	ある地方銀行が反社会的勢力に攻撃されるが、頭取やプロジェクトチームが一丸となって、不当要求に対処していくもの。
企業	不当要求の手口と対応 ～迷惑電話&クレーマー編から～	56分	スタジオ特防・第7作目 繰り返される悪質な手口と対応要領をピックアップし、総務担当者を迎えて企業の悩みや対応要領の事例。
企業	断絶～企業の取引から 反社会的勢力を排除～	31分	反社会的勢力との関係を遮断するため毅然と立ち上がり「断絶」する企業の姿を通して、共生者の存在等が浮き彫りになるもの。
企業	暴力団等反社会的勢力 からの不当要求撃退法 ～それでええんか～	54分	書籍購入要求の撃退法や忘年会申込みの撃退法、公共工事下請け参入要求の撃退法の良い事例・悪い事例
個人	許されざる者	26分	実際におきた発砲事件を参考に、組織の犠牲となる若い組員の姿を描くもので、青少年に暴力団の真の姿を知らしめるもの。
企業 個人	みんなの力で	31分	個人商店に対する不当要求に対し、商店街の仲間が協力して暴力団と対峙するほか、関係機関への相談の重要性や中止命令の効果、組長への損害賠償請求を求める事例。
企業 個人	決別への道	35分	飲食店主が、暴力団の宴会を受け入れていたが、暴排条例施行を機に予約を拒否する事例、企業が暴力団排除条項挿入契約書により暴力団を排除する事例。
企業 個人	あなたならどうする？ 不当要求の「常套句」	35分	「言いがかり」や「脅し文句」などの常套句で執拗に企業に迫る反社会的勢力や悪質なクレーマー。いくつかの具体例を紹介しながら、その不当要求への対応方法を解説。

このほかに多数のDVDがあります。詳しくは、センターHPをご覧ください。



賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財)栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章(プレート)、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置(控除の対象)を受けることができます。

個人会員の場合は税額控除*の対象となります。

*税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

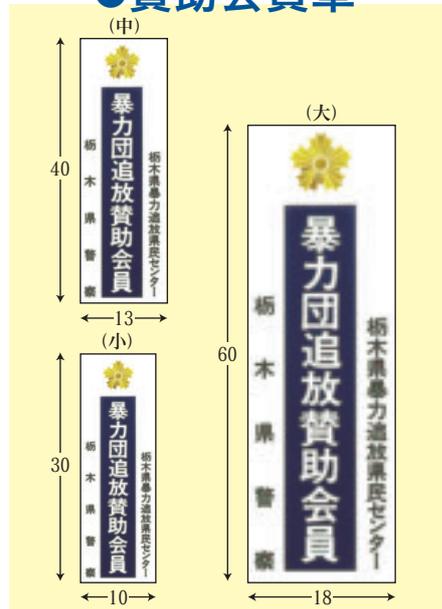
●賛助会費 年額 (口数の制限はありません)

法人・団体 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴力団追放三ない運動 ^{プラス}1

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない



暴力団と交際しない

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター



宇都宮市本町12番11号 栃木会館内

電話 / 028-627-2995

FAX / 028-627-2996

ホームページ <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

暴力相談電話

028-627-2600



暴追とちぎ平成26年10月号(通巻53号)表紙写真

秋のライン下り

2009 日光フォトコンテスト 入選作品。

撮影者 海老沼 清一郎